

相続手続き ～必要書類編 戸籍①～

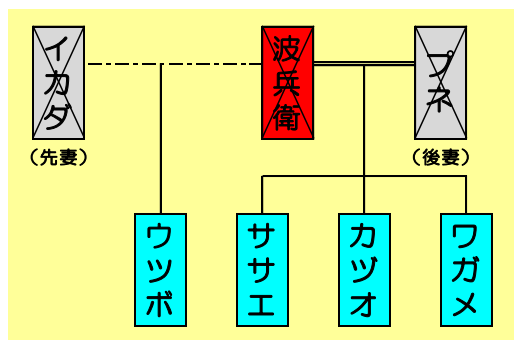
相続が発生した場合の手続きについて見ていく前に、そこで必要となってくる書類について確認します。まずは戸籍謄本から。個人情報満載の戸籍謄本は、最も重要でかつ全ての手続きで入り口となる書類です。

(1) どんな戸籍謄本を集めればいいのか？

戸籍謄本は、結婚・子供の出生・家族の死亡など特別なことがなければ日常生活の中であまり見る機会がありませんね。自分ではわかっている親族関係図を第三者に理解してもらうためには、関係する戸籍謄本を提示しなければなりません。具体的には、

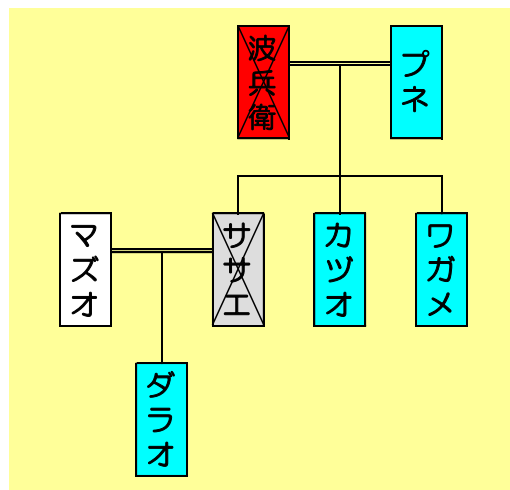
- ① 被相続人の死亡から出生までの戸籍謄本・・・子供の有無、養子縁組の有無などを確認
- ② 相続人全員の戸籍謄本（戸籍抄本）・・・相続人が相続開始時点で生きていることを確認
- ③ その他、ケースバイケースに応じた戸籍謄本

を取得することになります（厳密には除籍謄本や改製原戸籍もありますが、今回はわかりやすいように戸籍謄本で統一）。③があるために結局は公式化して覚えることができないのかと思われるかもしれませんが、『他に相続人がいる可能性を排除するためにはどうしたらいいか』という視点から考えると、理解しやすくなります。



【図1】

★ 誰が相続人になるかは、NO.09～11をご覧ください



【図2】



【図1】をご覧ください。①波兵衛が亡くなったので、波兵衛の戸籍を出生までさかのぼります。すると、生前ササエたちには秘密にしていたが先妻イカダと結婚していたことがわかり、さらに相続人の地位を有する子ウツボが存在することがわかりました。また、②ウツボを含めた相続人4名全員の戸籍謄本が必要となります。

続いて【図2】をご覧ください。【図2】では上記①②の戸籍謄本だけでは相続人が特定されず、③その他の戸籍謄本が必要なケースです。ほかに何が必要かわかりますか？

- A. ササエの結婚後、死亡までの戸籍謄本
- B. ササエの出生から結婚までの戸籍謄本
- C. ササエの出生から死亡までの戸籍謄本



着目すべき点は、ササエの代襲相続人は本当にダラオだけなのか？という点です。もしかしたらマズオとの間に生まれた子供を養子に出しているかもしれません。また、結婚前にどこかで子供を産んでいないとも限りません。『他にはいないよ！』と、たとえ親族はわかっている、手続きを行う登記所や銀行などは確証を得ることができません。これを証明するためには、ササエの出生から死亡までの間に産んだ子供はダラオしかいないという情報、つまりササエの出生から死亡までの戸籍謄本が必要なわけです。したがって正解はC. となります。

カツオ『戸籍謄本に犯罪歴や破産歴が記載されるというのは都市伝説だよ』